

厚岸町議会 第1回臨時会 会議録

令和6年1月26日

午前10時00分開議

- 議長（堀議長） ただいまから、令和6年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議長） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会 会議規則第118条の規定により、8番 石澤議員、9番 桂川議員を指名いたします。
- 議長（堀議長） 日程第2「議会運営委員会報告」を行います。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。
- 堀議員 本日、午前9時から第1回議会運営委員会を開催し、令和6年厚岸町議会第1回臨時会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容について報告いたします。
議会からの提出案件は会期の決定で、本会議において審議することに決定いたしました。
次に町長提出の議案等についてであります。議案第1号及び議案第2号の各議案についてはいずれも本会議で審議することに決定をいたしました。
本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（大野議員） 日程第3 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)
- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1月26日の1日間とすることに決定しました。
- 議長（大野議員） 日程第4 議案第1号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第1号令和5年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。令和5年度厚岸町一般会計補正予算6回目。令和5年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,666万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億650万8,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページから3ページにわたり、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入歳出ともに1款1項にわたって、それぞれ3,666万7,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。7ページをお開き願います。歳入であります。16款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 民生費国庫補助金3,666万7,000円の増。

1節 社会福祉費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、かつこ給付金、定額減税一体支援枠3,666万7,000円。新規計上は低所得者世帯への支援給付金に要する費用に対しての国庫補助金の新規計上であります。

充当事業の内容につきましては、歳出予算の低所得者世帯物価高等対策給付金かつこ均等割のみ課税世帯分及び低所得者世帯物価高騰対策給付金かつこ子育て世帯分において説明いたします。

以上で歳入の説明を終わります。

9ページをお開き願います。歳出であります。

3款 民生費 1項 社会福祉費 10目 諸費 3,666万7,000円の増。低所得者世帯物価高騰対策給付金かつこ均等割のみ課税世帯分2,775万8,000円新規計上は、エネルギー食料品価格等の物価高等の影響を受けた生活者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう給付金定額減税一体支援枠が創設され、住民税均等割のみ課税世帯に対し、給付金を支給するものであります。

その内容は均等割のみ課税世帯に対し、1世帯につき10万円を給付するもので、対象見込み270世帯に対し、2,700万円の給付金の計上のほか、給付金給付事務に関わる事務費として主に職員の超過勤務手当やシステム改修委託料などの計上であります。

低所得者世帯物価高騰対策給付金かつこ子育て世帯分、890万9,000円新規計上は電力・ガスをはじめ、エネルギー食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するため、負担が大きい低所得者世帯のうち、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみの課税世帯の子育て世帯に対し、給付金を支給するものであります。その内容は低所得者世帯に属する18歳以下の子ども一人につき5万円を給付するもので、住民税非課税世帯分の対象見込み119人に対し595万円の給付金と、住民税均等割のみ課税世帯分の対象見込み45人に対し225万円の給付金の計上のほか、給付金給付事務にかかる事務費として主に職員の超過勤務手当やシステム改修委託料などの計上であります。

11ページから12ページまで、職員人件費等の補正に伴う給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。

1 ページへお戻り願います。第2条繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表 繰越明許費による。

4 ページをお開きください。第2表 繰越明許費であります。

3 款 民生費、1 項 社会福祉費、事業名 低所得者世帯物価高騰対策給付金かつこ均等割のみ課税世帯分、金額552万円。事業名 低所得者世帯物価高騰対策給付金かつ子育て世帯分、金額126万3,000円。

記載の2事業については年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

以上をもちまして、議案第1号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算6回目の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。7番、南谷議員。

●南谷議員 今回の補正予算計上は低所得者及び定額減税補足給付金に係る補正計上でございます。国の救済処置として昨年の6月9日基準日で、住民税均等割非課税世帯1,300世帯に対して3万円の支給、さらに11月29日の補正予算で7万円の支給を進めてきております。

今回はさらに以前の対象外でありました住民税均等割のみの課税世帯へ令和5年度住民税所得割が課せられない世帯に10万円を支給。令和6年2月から3月頃を目途に270世帯へ支給されるということだと理解をさせていただきました。この内容でよろしいのかどうか確認をさせていただきます。

また、低所得者の子育て世帯への加算、86世帯164人を対象に子ども1人当たり5万円を支給するという補正計上と理解をしておるんですが、この中で上の方の10万円の270世帯と下の方の86世帯、相関関係はどうなんですか。含まれるのかどうなのかこの辺についてまずお尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。ただいまおっしゃいましたとおり、先に給付をさせていただいております5年度夏場7月から受付をしておりました3万円の給付、これは非課税世帯の1,300世帯ほどの世帯に対しまして、3万円の給付を7月から11月の末まで実施しておりました。

その後、厚岸町におきましては12月の定例会、追加議案として補正をさせていただきまして非課税世帯7万円の支給を現在行っているところでございます。国はこの3万円と7万円を足しまして、非課税世帯に対しましては10万円の給付を行うというような設計としております。

今回補正計上させていただきました部分につきましては、さらに対象が変わりまして、

住民税均等割のみ世帯に対しての10万円の給付、さらにはただいまお話しのありました子育て世帯、子ども1人5万円の給付を行うものであります。

この子ども1人5万円の給付につきましては、先に行いました3万円、7万円の非課税世帯、それから今回補正計上をさせていただいた均等割のみ世帯の世帯のうち子ども1人5万円の給付ということになっております。

今ご質問にありました部分では先に行いました非課税世帯の子どもの人数ですが、119人となっております。今回均等割の部分につきましては、現在のところでは45人と試算しておりまして、合わせて164人に対して5万円の支給を行うという予定となっております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 すでに実施されております1,300世帯3万円と7万円の支給のこの実績についてまだ説明を受けてないんですよ。議会の方に報告がありません。これについて説明を実績状況どのようになっているのかということにつきまして、金額的にどうなるのか説明をしてください。

さらに今回の補正計上については国が決定し、全国的に進めてきていることなので特別反対は私はありませんが、今回の支給は住民税均等割のみ課税世帯への10万円と子ども1人当たり5万円の支給となります。

厚岸町には11月末現在で4,265世帯が住んでおります。そのうち、すでに1,300世帯と今回の対象270世帯について合わせまして1,570世帯が対象になるわけですが、残った世帯2,695世帯の皆さんはせっかく日頃を汗を流して働き、税を払っております。この方々は頑張って税金を払っているのにどうして対象にならないのかと疑念を持たれるのではないかと思います。これらに対して町のお考えをお尋ねいたします。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。大変失礼いたしました。先に行いました7月から支給開始をしました非課税世帯3万円の給付、その後の7万円の給付の実績でございますが、3万円の給付につきましては非課税世帯を対象としまして7月1日から申請を開始しまして、11月30日で締め切りをさせていただいております。この間、支給決定となっている件数が1,259件となっております。支給につきましては、初回については7月31日1回目の支給から最終的には11月末に締め切りをしまして、12月20日16回目の支給まで行いまして、合計1,259世帯、金額としまして3,777万円の支給を行っております。

また、12月に補正をさせていただきまして7万円の給付を開始しているところですが、現在のところ12月中に1回目の支給をさせていただいたところです。

現在6回目の支給をしておりまして、支給世帯としましては866世帯に対して支給しております。金額としましては6,062万円の支給をしているところでございます。この部分の申請締め切りにつきましては、一応年度内3月31日というふうにしております。

が、7万円の支給の部分につきましては国が急遽11月に閣議決定を行った上で、慌ててこう私どもも準備をし、12月年内に支給ができるような準備をして行っておりました。

まず先に3万円の支給確定をしている世帯は確認書ということで、口座の確認もできておりますので、申請ということではなくて確認書を通知して支給を先に開始しております。

3万円と7万円の支給条件の違いが1点だけありまして、3万円につきましては非課税世帯に対する給付となっておりますが、7万円につきましてはその世帯のうち、課税者に扶養されている世帯があった場合は支給対象から外すとされております。このことで3万円の支給はされておりますが、7万円の支給にならないということが状況によって発生するという要件の違いが実はあります。このために7万円の支給につきましては、課税者に扶養されているかどうかの確認が必要ということで、改めて確認書ではなくて申請書でこの後、送付をさせていただいて申請を受けるといふような事務手続きがありますので、3月末まで締め切り、支給期間を設けるといふ風に考えているところでございます。

また、これまで非課税に非課税世帯、それから今回の計上させていただいた部分では均等割のみ世帯という、いわゆる低所得者世帯に対する支援を中心的にずっと行っておりまして、ご質問があったとおりそれ以外の税金を納入している一般世帯の方々に対しては、ちょっとそこのご支援の違いだとか、同じく物価高騰している中で逆に同じような負担がある中で、何も支援がないのかというふうなところでの心情的な部分もあると思いますが、そういう意図なのかなというふうに捉えさせていただいております。

町としましてはと言いましてもなかなか町で特別な支援を行えるということではありませんが、国におきましてはこの後、令和6年度に定額減税を行うというのが主となる今回の制度の流れの中心となります。

この部分につきましては、今回補正等はちょっと事業というか切り離しとなりますが、6年度の課税額、住民税それから所得税の課税額から4万円の定額減税を行う。4万円を引き切れない対象者につきましては、不足する分4万円、3万円しか減税できない場合については1万円の支給と、2万円しか引けなければ2万円の支給というふうなことで、4万円の定額減税とさらにはその間の部分につきましては、その差額を給付するという制度が来年度行われる予定となっております。

国はこれを一体的な支援として考えておりますので、町としましてもこの国の事業を粛々と実施していくというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今後の令和6年度の中で、4万円の国の方針というものはある程度町の方には、マスコミ等ではもうすでに発表されているんですね。そういう考えだよと。ただやっぱり議会としてはその辺の情報っていうのはなかなか掴みきれないんです。僕みたくスマホも持っていない人間でございますから。

この辺についてはやはりある程度いきなり議案として出すのではなく、国からの来た情報を町の動きがあれば議員協議会か委員会できちんとある程度の動きというものを説明をして

いただきたい。これは申し入れをしたいと思いますが よろしく願います。

それから今町民の皆さんに周知をしながら取り組んでおられると思うんですけども、振込詐欺いい話には必ず引っかかってしまうとか、警察との連携で非常に防災無線等でも連絡があります。町としてもそういう業務を進める上で配慮していかなければならないと思うんですよ。そういうこの支給についてそういう事例はないと思うんですけども、やはりマスコミで騒がれているその振込詐欺いろんな対策も含めて担当ではこの業務を進めるで大変だと思うんですけども、そういうことのないようにさらに気をつけて一人でも多くの皆さんが希望者にはきちんと配布できるように努めていただきたいと思います。

それとですね議長、さっき提案説明を聞いたんですけども、繰越明許費についても一緒に説明がありました。一旦閉めてから繰越明許費をやるんでしょうか。いかがでしょうか。この3回の中で質問しろということなんでしょうか。

●議長（大野議員） はい。

●南谷議員 1条2条なってから1条終わりますよってそれについて何も触れてくれなかったもんですから、議案だから一緒だよということによろしいんでしょうか。

●議長（大野議員） はい。

●南谷議員 そうしたらその分について、繰越明許費についてお尋ねをさせていただきます。4ページ繰越明許費、民生費の552万と126万3,000円、2つ計上されております。もろもろ補正予算との絡みで年度内にその支給がなかなか大変だということで、3月末を越えるということでこれだけの数字を計上されているというふうに理解をいたしました。

それで算出根拠なんですよ。この500万と120万という数字を算出されていますが、どのように算出されて算出根拠について事務方では試算をしたんでしょうか。

色々今までの経験則に基づいてあげたんだろうけど、根拠を説明してください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。まず今回につきましては、12月の補正予算これも追加提案として上げさせていただきました。今回につきましても急遽国の発表それから具体的な通知が遅いということもあって、事前にお知らせすることはなかなかできなかったという状況です。その中では現在、来年度に向けた新たな定額減税の部分これにつきましても実施する前、以前それから年度内機会を見ながら説明をする機会を持ちたいというふうに考えているところでございます。

何分資料がある中での説明というふうなことで未確定な部分もあるかと思いますが、わかる範囲での説明をできるだけ議会に対してもしていきたいというふうに考えております。

それから、特殊詐欺の部分では今回この事務を行うにあたって、やはり個別にわから

ない部分は連絡先を確認書、申請書に記載をさせていただいて、問い合わせをするという機会があります。そういうことでは電話に役場からの電話だということでの詐欺との違いが疑いをもって受けられているところでは、明確に判断がつかないというようなこともあると思います。周知をしっかりとしながら、それから事務の執行をしていきたいというふうに考えております。

それから繰越明許費の積算根拠についてでございますが、今回につきましては2月末には最初の支給を行いたいというふうに考えております。支給するにあたりましては、均等割のみ世帯の支給につきましては、一応口座の確認が必要なことから、やはり確認書もしくは申請書で申請期間を持って事務処理を行うという形になります。

2月末から着手いたしまして、3月中、年度内での執行は申請期間としては短すぎるということで繰り越しをさせていただいて、来年度一定時期までは、申請期間を設ける必要があるということで、その分の費用を計算させていただいたということでございます。

まず4ページの表の上段です。均等割のみ課税世帯分552万円の内訳でございますが、繰越しする分につきまして件数全体では270件を見積もった中で、54件540万円の繰越が必要というふうに試算をした上で、さらに12万円の事務費を足して552万円。

子育て世帯分につきましては全体では164件のうち25件分125万円、これに1万3,000円の事務費用を足して126万3,000円の見込みというふうに試算してるところでございます。

●議長（大野議員） 他ございませんか。10番、堀議員。

●堀議員 私も繰越明許費でお聞きしたいですけれども、今54件分プラス12万円ということで、そうすると事務費計上が15万3,000円のうち、12万円分を繰り越すよということなんですけれども、年度内は3万3,000円しか使わなくて大丈夫なのか っていうふうに思ったんで、そこら辺どうなんでしょうか。

それと今回総額678万3,000円が繰り越されるわけなんですけれども、歳入的には令和4年の歳入として、3,666万7,000円の中にもすでに入る形にもなると思うんですけれども、支出の方が令和5年度の方に繰り越されるわけで、決算上どのような表記というものがなるのかこれについて教えてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。先ほどの南谷議員のご質問の中で答弁漏れがありましたので、ちょっと先にお答えさせていただきます。

均等割のみ世帯54件の積算根拠でございますが、これまで支給をしてきた経験の中では、周知をして初期の段階で一定数申請をいただいている状況となっておりますが、割に申請が遅れるということもやはり状況としてこれまでもあったとおりです。それは大体の経験の中でこれくらい的人数で翌年度に持ち越すのかなということで、それで54件それから25件というふうに見込みをしたところでございます。

それから事務費の部分ですが、今回12万円の繰越ということで、それぞれ超過勤務手

当、それから消耗品費、それから通信運搬費を計上させていただいております。

まずは均等割のみ世帯の部分につきましては、全体では75万8,000円の事務費を見えます。その中で、年度内で先に行わなきゃいけない部分っていうのが基本的にはシステムの改修。これは給付だけに特化するので、割にこれまで非課税給付をしてきたものを改修するということで、割と安価な形でシステム改修を行うというのがちょっと1つ大きな事務費となっております。

それからそれ以外の部分につきましては、まず一斉に対象者に対する周知と確認書の送付というようなこともあって、通信運搬費等支出するという予定となっております、それに年度繰り越して必要な部分かなというところで見込んだところでございます。

子育て世帯の部分につきましても同様に、事務費としましては70万9,000円見込んである中での1万3,000円の消耗品費と役務費の計上というところでございます。

それからこれに伴う歳入の部分でございますが、国の方でこの分の一応内示額が出ておりますが、どの時点で歳入されるかというのがまだ全然確定をしておきませんので、入る時期によって繰り越すというな、歳入についても繰り越すというような状況になるのかなというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 はいわかりました。そうすると令和4年度分で支出した分については確実に来るんだろうけども、それが5月31日までに来るのかといったものもあるのかなといった中で、それについては分かったんですけども、あと1点だけ申請漏れが想定しているといった中で、当然本来であれば令和4年度内での申請なんですけれども、どうしても漏れがあるということを想定してるんですけれども、漏れの方々の申請期限というのは儲けられるんでしょうか。それとも令和5年度中とかってそういう長い1年間の漏れをカバーするような期間を設けるのでしょうか。それについてはどうなんでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 今の厳密にはいろいろこう事務の作業を組み立てながらやっところ予算計上ができたというような段階であります。ただ申請期間につきましては一応2月の末に1回目の支給ができるというに考えた時には、まずは2月の中旬くらいには確認書の送付を行う必要があるということ、それとその段階では締め切りを設けたいというふうに考えておりますので、今のところは6月末あたりをというふうに考えております。それはこの次、令和6年度にさらに6年度課税額に対する子どもの新たに発生する非課税世帯、それから均等割のみ世帯、それとここにある子どもに対しての給付が6年度分として出てくるもんですから、ここと重複しないようにその期間で6月末あたりを目途に申請期間を設けようかなというふうに考えてるところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 その申請期間を設ける6月末という根拠ってというのは、何か国の方でも6月末までにしなさいよっていうものがあるんでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 現在のところその設定はありません。6年度末までですか、今年度末までですかそういった指示は特にない状況となっております。

●議長（大野議員） 他ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第5 議案第2号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

●町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第2号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

地方自治法第228条第1項では、手数料に関する事項については条例で定めなければならないとし、この場合、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる政令で、定める事務いわゆる標準事務について、手数料を徴収する場合は地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める額を標準として定めるとしており、当町でもこの規定を基に戸籍事務等の標準事務にかかる手数料について、厚岸町手数料条例で定めております。

この度、令和元年5月31日に交付された国民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るため、行政手続きや国籍の届け出における戸籍謄抄本の添付の省略や、本籍地以外での戸籍謄本等の広域交付等を可能とする、戸籍法の一部を改正する法律いわゆる改正戸籍法が令和5年6月16日交付の戸籍法の一部を改正する法律の附則第1条第5号により、令和6年3月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に交付。このうち、戸籍事務に関する事項について、改正戸籍法の施行日に合わせ施行されることとなり、戸籍及び除籍の広域交付に関する規定の整理のほか、

戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行事務や戸籍の届書等を電子化し、届書と情報として作成できることに伴い、証明書の交付や閲覧に係る事務及び手数料が新たに定められたことから、厚岸町手数料条例においても同様の改正を行う必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

なお、改正内容の説明は議案第2号 説明資料の新旧対象表により行わせていただきますが、併せて議案第2号 参考資料関係法令抜粋を配付しておりますので参考としてください。

それでは新旧対照表をご覧ください。手数料を徴収する事務及び金額について規定する別表の1の事項。戸籍及び住民基本台帳等に関するもののうち、第1号の改正は戸籍謄本等の広域交付に伴い、戸籍法の規定に合わせた字句の整理をするものであります。

新たに設ける第2号は手数料を徴収する事務に戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を加え、その手数料を1件あたり400円とするものであります。

なお、戸籍証明書の添付を必要とする行政手続きを行う際、戸籍電子証明書提供用識別符号の交付を受け、当該手続きを行う行政機関に提示することで、戸籍証明書の添付を省略することが可能となります。

また、マイナンバー制度を利用し、スマートフォン等によりマイナポータルで申請する場合や、市区町村窓口で紙による戸籍の請求または戸籍証明書と同時に戸籍の識別符号を請求する場合は、当該識別符号の発行手数料は無料となります。

第2号の改正は第1号の改正と同様、除かれた戸籍の謄本等の広域交付に伴い、戸籍法の規定に合わせた字句の整理と、号番号を第3号とするものであります。

新たに設ける第4号は手数料を徴収するジムに除籍電子証明書提供用識別符号の発行を加え、その手数料を1件あたり700円とするものであります。

なお、行政手続きを行う際の除籍証明書の添付の省略及び発行手数料の取り扱いにつきましては、先ほど新たに設けた第2号と同様の扱いとなります。

第3号及び第4号の改正は新たに第2号及び第4号を設けたことに伴い、号番号を第5号及び第6号とするものであります。

第5号の改正は出生や婚姻等の届書等を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、電子化された届書等情報の内容の証明の交付事務を追加するものと、号番号を第7号とするものであります。

第6号の改正は号番号を第8号とするもので、第7号の改正は戸籍の届書を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧に関わる事務を追加するものと、号番号を第9号とするものであります。

現行の第8号から第15号までの改正は、号番号をそれぞれを2号ずつ繰り下げるものであります。

議案書2ページにお戻りください。附則であります。

この条例は戸籍法の一部を改正する法律の施行日である令和6年3月1日から施行するものとしてあります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。7番、南谷議員。

●南谷議員 今回の本条例の改正でございますけれども、広域交付事務の追加に伴う字句の整理という説明でございました。

いただきました資料条例新旧対照表改正案の方で、これに基づいて主に変わった部分
かっこ2の400円、それからかっこ4の700円、更にはかっこ7、かっこ9等について、
9については電子化された、電子化というのはどういうふうに電子化されたのか、この
辺ももう少し今回の改正について説明をしてください。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。まず広域交付につきましては、これまで戸籍及び除籍謄本等の請求につきましては、本籍地が置いてあります市区町村でしか請求することができませんでした。改正後は法務省が所管します戸籍情報連携システムを活用することにより、本籍地以外の市区町村窓口で戸籍除籍証明書が請求できることとなります。

そうしたことから本籍地が遠くにある方でもお住まいや勤務先の最寄りの市区町村窓口で取得できるようになりまして、また欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても1箇所の市町村の窓口でまとめて請求することが可能となります。

また、請求できる方につきましては戸籍に記載されている本人、それから配偶者、父母、祖父母など直系尊属の方、また子、孫など直系の卑属の方が戸籍除籍証明書を請求することができるとなっております。

また、取得できる範囲といたしましては、いま言われた方の戸籍、除籍証明書の取得が可能となっております。

広域交付につきましては、郵送や代理人による請求はできないこととなっております。通常の戸籍の請求は本籍地にある戸籍の請求につきましては、従来どおり郵送や代理人による請求ができるという仕組みになってございます。

それと戸籍電子証明書提供用識別符号の発行ということでございますが、これにつきましては自分の戸籍の電子的記録事項の証明情報を提供するためのパスワード16桁の数字と記載した証明書となっております。国では今、行政手続きのために行政機関に戸籍謄本等を提出する場合がありますが、今後は申請書のほかに市区町村の窓口で交付された戸籍または除籍電子証明書提供用識別符号、パスワードを提示することで申請先の行政機関が先ほど申しました戸籍情報連携システムを活用しまして、本籍地の戸籍を確認できるようになるという仕組みになってございます。

法務省では戸籍電子証明書の仕組みを活用しまして、戸籍謄本等の添付を求める行政手続きのうち、法令に基づく約20種類の国の行政手続におきまして、添付書類の省略の実現に向けた検討が行われているところで、デジタル庁を始めとする関係省庁と連携し、戸籍謄本等の添付を求めるすべての行政手続において、原則として添付を不要とすることができる取組みを実施しているところであります。

また、この仕組みにつきましては今現在予定としましては令和6年3月末を目途に構

築されるということでございます。

最後に戸籍の届出の関係の電子化された届出書の情報ということでございますが、これにつきましては婚姻届け、出生届が出された時にスキャンニングしてデジタル化したものを戸籍連携システムの方に登録しまして、新たに紙で出す場合とスキャンしたデジタル化したものを出すということの追加でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 余計こんがらかってきた僕の頭で、説明聞いてただけど。

正直なところ今回の改正で何と何が今までと変わったのか。国で広く全部説明してくれたような気がするんです国の動きも含めてね。20種類くらいのその国の動向も含めて、その一環として今回やったんだけど、とりあえずデジタル化を国は進めてる訳だけど、今回やれるものだけやった、それがたまたま今回のその条例の改正に反映されてると思うんですよ。それで改めてしつこいようだけど、今回いままでと厚岸町にとってやらなければならない変わる部分についてはこことこことここですよということだけきちっと改めて明示してください。内容はいいです。ここがこう変わりますよっていうものだけはっきり、原因とかそういうものいいです。今までと、ここと改正案でこの部分が変わりますよっていうものをはっきり説明してください。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。この度、法の改正、それから政令の改正に基づきまして、戸籍及び除籍の広域交付に関する規定の整理、まず1点目。

それから2点目として戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行。

それから3つ目として戸籍の届出書等電子化して、それを交付閲覧できるものとして今回条例改正したところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 国の方ではさらにたくさんある制度を電子化してくということのを盛んに進めてこられると思うんですよ。その第1弾のスタートラインに立ったという理解をさせていただきました。

町民課の皆さん、職員の皆さん頑張っておられると思うんですよ。窓口対応もあるし。これから随時出てくるものについて、しっかり対応していかなければならないと思いますが、課長も大変だと思うんですけども、その辺来年の令和6年の3月を目途に、いま国は検討中だとこれらについてまだはっきり情報が来てないけど、そういうニュースばかり国民には発しられてるわけでございますから、オンラインとかやってる人はある程度情報を掴んでるかもしれないんですけど、私みたい人間もおります。全くそういうものに疎いわけでございますけれども、やはり町としてはいろんな町民に対応していかなければならない。大変な業務が待ってると思います。

それぞれ大変だと思うんですけども、改めてしっかり取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。町としましては国の動向に注視しつつ、制度の運用開始時期が決まり次第、速やかに適正に事務を取り進めるとともに、町民に対し周知を図ってまいりたいと思っております。

まず3月1日から始まります戸籍証明書等の交付、広域交付などについて3月の広報、それからIPで周知してまいりたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 他にございませんか。8番、石澤議員。

●石澤議員 7番議員の話を聞いていて、ちんぷんかんぷんなんですけども、1つだけ教えてください。9番の時にパスワードが必要とありましたが、そのパスワードはいま既に町民は持ってるんですか。それともこの時点で新たに発行されて通知されるものなんですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。このパスワードにつきましては申請された時に自動的に新たにパスワードが発行されるという仕組みになってございます。なので今現在それぞれの人に対してパスワードがついてるという状況ではございません。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 ということはこの証明を証明書とか必要になって、新たに申請した時にその時に付いてくるということで、本人はパスワードを持っていなくてもいいということなんです。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。このパスワードにつきましては、その行政手続きにおける申請の際に戸籍の証明書、それから除籍の証明書とか必要な時があるんですけども、それを省略するためにそのパスワード、この識別符号を本人が請求されて、それを申請書と一緒に提示することで戸籍等の請求が省略できるという仕組みになってございます。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

●議長（大野議員） 再開します。町民課長。

●町民課長（堀部課長） すいません、1つの例としてパスポートの発給申請について国から示されている内容を説明したいと思います。現在、初めてパスポートを申請する場合やお手元のパスポートが既に失効している場合、また戸籍の氏名や本籍地に変更がある場合などにつきましては、申請する際に6ヵ月以内に取得した戸籍謄本の提出が必要となっておりますが、今後は申請書と合わせて戸籍電子証明書提供用識別符号16桁の数字、パスワードを行政機関へ提示することで電子的に戸籍情報を証明したものを確認することができるため、戸籍証明書等の添付が不要となり、オンラインで手続きが完結されるようになる仕組みとなっております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 ごめんなさい。そういうのは分かるんですけど、先ほどパスワードは申請しないと出てこないんですよ。そもそもないんでしょ今私たち。それはどういうことなんですか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） すいません私の方からちょっと簡単に説明させていただきます。先ほど町民課長が言っている符号、パスワードについては戸籍の証明書の代わりとなる、わざわざ行政手続き、例えばいま町民課長が言ったパスポートを申請する際に証明書が必要になるんですけども、それを証明書省いてパスワードの提示を申請して受けておくことで、パスポートの申請の時にその要はパスワードを伝えたと、そうするとその受けた行政機関の方で確認が取れるので、戸籍の証明書等の提出は不要となるというためのパスワードです。

そのパスワードは改めて申請しないとパソコンのパスワードはもらえるものではない。現在皆さんがお持ちになっているものではないということになります。意味わかりますでしょうか。

（発言するものあり）

●副町長（石塚副町長） 持ってません。先ほど町民課長も説明しましたが持っていないくて、新たに申請をして付与されるものです。

その手続きの手数料を今回定めさせていただいている。

(発言するものあり)

- 副町長（石塚副町長） 申請しなければなりません。

そのパスワードが戸籍謄本抄本等を提出しなければならない行政手続きいま20種類ぐらいあると町民課長から言いましたが、それをパスワードを出すことでその書類の添付を省略することができるというものになります。

- 議長（大野議員） 他にございませんか。10番、堀議員。

- 堀議員 私もその識別符号について聞きたいんですけども、申請した段階でその16桁の識別符号が付されるのはいいんですけども、じゃあその1回付された識別符号というのがその個人をずっと特定するものなのか、それとも1カ月後にまた戸籍の申請をした時にその都度その都度パスワードというものが付されてやるものなのか。ということは申請した段階でもう既に国がその国民の識別番号を全て把握するような話になると思うんですけども、そこまでの議論というのはまだ進んでないように思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょう。

- 議長（大野議員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。パスワードにつきましては今現在その期限が約3カ月ということで今議論されているところでございます。

ただこれが今後半年なのか1年間有効なパスワードなのかっていうのは今時点では分かってないところでございます。

- 議長（大野議員） 10番、堀議員。

- 堀議員 そうすると有効期間が3カ月、通常戸籍とかでもそうですけども、3カ月だからその1回付されたやつは3カ月間はその個人が特定されるものとして国が押さえるんだということで、3カ月過ぎたらもう既にその時点ではもうそのパスワードもう全て失効されてしまうんだという理解で、あくまでも国が押さえるのはその3カ月間だけなんだよっていう、国や行政機関が押さえるのは3カ月間しか個人を特定する番号としては押さえないんだよっていうことで理解していいんでしょうか。

- 議長（大野議員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。今時点ではそのような認識でいるところでございます。

- 議長（大野議員） 他にございませんか。2番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっと何か議論が混乱してるようなので、ちょっと整理する形で聞かせてもらいます。

パスワード、パスワードってさっきから難しい言葉が出てくるんだけど、要するに今までの戸籍の申請の仕方は基本的に窓口に行って、紙の申請書を書くわけですね。そして戸籍を受け取るわけですね。

例えば戸籍謄本というものを頼んだすると、この程度の紙の量のものはいくらでも出てきますよね。

それを今度戸籍謄本をこうこうこういうさっき何かパスポートが何かの例を出してたけど、それだけじゃないいろんなもので戸籍を必要とします。戸籍謄本を出していただきっていう場合と戸籍抄本を出していただきという場合がありますね。

抄本なら1、2枚ぐらいで済むだろうな、謄本となると10枚も場合によっては20枚ぐらいになることだってあるでしょう。それをあっちに持ってって出す、こっちに持ってって出すのは大変厄介だということで、その一緒に申請を出すとこの戸籍謄本を表す数字の番号をよこしてくれるというのをあなたの言う パスワードなんですよ。そうですね。そうするとそれを今度別の官庁に出す時には番号さえ示せばこの戸籍謄本の内容は、向こうが調べれば全部わかるというシステムが今回できましたので、やりましょうと言ってるだけのことですよね。

そうするとそのパスワードの有効期限もクソもないんですよ。これが3カ月以内のものでなければならぬって元々の紙が決まっていれば、そのパスワードも3カ月以内でしか証明効力がなくなるだけのことですよね。

要するにパスワードのあるものはこの取った戸籍謄本を表しているわけですから戸籍謄本の場合には。だから今度6カ月後に取った時に戸籍はどんどん動きますからね。人は活動してますから、それが戸籍に記載されますから変わりますよね。そうすると新しく取った書類にはまた新しい16桁の番号が付くだけのことですよね。それでその番号をくださいって言わないとそんなものは出しませんと。

それはその番号が変なところに歩かれるということと中身見られる恐れもないわけではないということがあるでしょうから、本人が希望する人しか出しませんよと言ってるだけのことですよね。

だから根本的には今までの紙で申請して戸籍謄本をもらったことと何の変わりもないと。

ただその紙にいろいろ記載されてる代わりに数字の羅列したものを一緒に貰ってそっちを使うことができるようになりましたというだけのことですよね。そういう理解でよろしいですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） 議員おっしゃるとおりでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

- 室崎議員 もう1つちょっと気になったのは、今回の電子化をした場合には申請の範囲が領域が狭まるということですね。直系卑属あるいは直系尊属、直系の人でなければ申請できない。それから代理人による申請ができない。

単に利害関係があって必要だというだけではこの電子申請はできませんよということを明記しているとそういうことですね。

- 議長（大野議員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） 広域交付事務につきましてはそのとおりでございます。

- 議長（大野議員） 他ございませんか。

（「なし」の声）

- 議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 以上で本臨時会に付議された議案の審査は全部終了いたしました。よって、令和6年 厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

午前11時08分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和6年1月26日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
